

申告書の作成・送信は国税庁ホームページから！

申告と納税は正しくお早めに！！

所得税及び復興特別所得税、贈与税の申告と納税は**3月15日(金)**まで
消費税及び地方消費税の申告と納税は**4月1日(月)**まで

● 青色申告決算書・収支内訳書も作成できます。

● 消費税の申告書にも対応しています。

「簡易課税制度」又は「2割特例※」を適用される方は、売上（収入）金額等の入力をするだけで税額等が自動計算されます。

※インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者になられた方について、売上税額の2割を消費税の納税額とすることができる特例です。

STEP1 「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

スマートフォンはこちらから →



作成コーナー



STEP2 申告書を作成

パソコン、スマートフォンなどから画面の案内に従って金額などを入力するだけで、申告書が作成できます。

STEP3 申告書を送信

マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！

① マイナンバーカード



② スマートフォン



マイナンバーカード読取対応のスマートフォン

※ 事前にマイナポータルアプリのインストール・設定が必要です。

○ 確定申告の方法を動画で紹介！



- ・医療費控除
- ・住宅ローン控除
- ・マイナポータル連携など

確定申告 動画



○ チャットボット

ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」が回答！



税務職員ふたば

※ コンビニエンスストアのプリントサービスを利用して、送信した申告書を印刷することもできます。